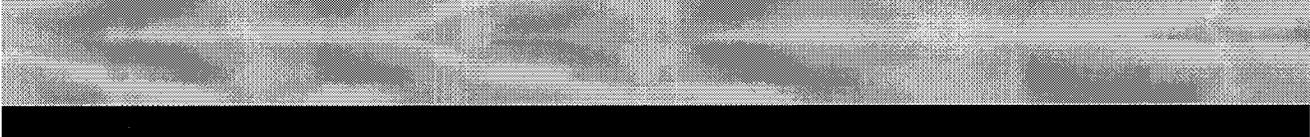


2013年度

大学院シラバス

法学研究科



摂南大学大学院

# 法 学 研 究 科

Graduate School of Law

法 律 学 専 攻

Division of Law

## 大学院での学びについて

学長 今井 光規

摂南大学は、「教育の理念」に掲げていますように、人間力、実践力、統合力を兼ね備えた自律的な人材の育成を使命としています。現代社会は、人類の存続をも脅かす多くの問題を抱えています。それらを克服し持続可能な社会を築いていかなければなりません。摂南大学のタグライン“Smart and Human”は、このような課題に対する大学としての取り組みの方向性を示すものです。

本学は、5大学院研究科を設置しています。すなわち、薬学研究科（博士課程1専攻）、工学研究科（博士前期課程3専攻・博士後期課程1専攻）、経営情報学研究科（博士前期・後期課程1専攻）、法学研究科（修士課程1専攻）、国際言語文化研究科（修士課程1専攻）です。

学校教育法（99条1項）において、大学院は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められています。本学大学院で学ぶ皆さんは、この目的を常に念頭におき、主体的に学修に励むとともに人間的成長を遂げるよう、研鑽に努めてください。

今日わが国は、急速なグローバル化と情報化に加え、世界に例を見ない少子高齢化と人口減少など、大規模な変化に直面しています。このような状況の中、大学院に学ぶ皆さんには、先人の知恵に学びながらも旧来の考えに囚われることなく、イノベーション創出を目指し、人類の直面する課題の解決に向けて、社会に貢献することが期待されています。

皆さんは、高度な専門知識を修得するとともに、人間として欠かせない高い倫理観と豊かな人間性を備えるよう人格形成に努め、わが国と世界の将来を担う人材として、専門知識と自らの人格を統合する自己陶冶の使命を帯びています。本学教職員は、皆さんの大学院での学びの目的が達成されるよう、あらゆる側面でサポートします。

学術研究は、どの分野にあっても厳しいものです。本学で学ぶ皆さんが、学内だけでなく、地域や世界の人々との多様な研究交流を通して、その険しさと喜びを味わいながら、有意義な大学院生活を送られることをお祈りしています。

## 研究科の教育目標とカリキュラムの編成方針

### 法学研究科

#### 法律学専攻

法学研究科の教育目標は、大きく分けて2つあります。①高度の法学的知識を修めた広義の法律実務専門職を養成すること、②法と政治に関わる幅広い専門知識を駆使して国際社会や国家・地域社会に貢献する公務員職の養成をはかることです。

高度な専門知識と幅広い専門知識の習得という一件矛盾した目標を実現するのは、カリキュラム編成上の工夫です。法学研究科のカリキュラムは、個々の学生のレベルと関心に応じた指導ができるよう、ごく少人数の講義と演習から成ります。講義と演習では、税理士・司法書士・公務員職・裁判所職員等を志す学生のために、基礎理論と実践的な教育が総合的に提供されています。また、法科大学院既習者コースや大学院博士課程への進学を望む学生は、より本格的な専門知識を習得することも可能です。

いま、法も社会もめまぐるしく変化しています。法学研究科では、こうした変化を的確に読み解くための最先端の知識を身につけることができます。授業が最先端の内容を含むのは、教員の研究成果が大学院教育に直接反映されるからです。自分のなかに眠る資質を開花させることができるかどうかは、学生のみなさんの意欲次第。高度な学識と専門知に裏打ちされた有為な人材となることをめざして努力する学生に対して、もっとも適切な教育をほどこすのが法学研究科の目標です。

## 授業(指導)計画の記載内容の凡例

授業(指導)計画は、以下の項目に沿って記載しています。

1. 科目名等 全授業(指導)科目名に英文名を併記した。  
対象となる年次、開講学期、単位数、担当者の氏名を順に記載した。
2. 授業(指導)概要・目的 授業(指導)全体の概要、各研究科の教育目的に基づいた位置付けを記載した。
3. 到達目標 授業(指導)の目的とする到達目標について、できるだけ具体的に記載した。
4. 授業方法と留意点 授業の進め方や予習・復習の指示、課題やレポートの指示等を記載した。
5. 授業(指導)計画 授業(指導)内容が分かるように、原則として授業(指導)テーマ、内容・方法等を記載した。
6. 評価基準 成績評価の方法について、できるだけ具体的に記載した。
7. 教材等 授業(指導)で使用する教材について記載した。

## 大学院シラバス 目次

### ○講義科目

|            |    |
|------------|----|
| 日本法制史特論 I  | 1  |
| 日本法制史特論 II | 1  |
| 憲法特論 I     | 2  |
| 憲法特論 II    | 2  |
| 行政法特論 I    | 3  |
| 行政法特論 II   | 3  |
| 租税法特論 I    | 4  |
| 租税法特論 II   | 4  |
| 刑事訴訟法特論 I  | 5  |
| 刑事訴訟法特論 II | 5  |
| 財産法特論 I    | 6  |
| 財産法特論 II   | 6  |
| 財産法特論IV    | 7  |
| 財産法特論V     | 8  |
| 財産法特論VI    | 8  |
| 財産法特論VII   | 9  |
| 財産法特論VIII  | 9  |
| 家族法特論 II   | 10 |
| 企業法特論 I    | 11 |
| 企業法特論 II   | 11 |
| 有価証券法特論 I  | 12 |
| 有価証券法特論 II | 13 |
| 民事訴訟法特論 II | 14 |
| 労働法特論 I    | 15 |
| 労働法特論 II   | 15 |
| 国際法特論 I    | 16 |
| 国際法特論 II   | 16 |
| 国際私法特論 I   | 17 |
| 国際私法特論 II  | 17 |

|            |    |
|------------|----|
| 政治学特論 I    | 18 |
| 政治学特論 II   | 18 |
| 行政学特論 I    | 19 |
| 行政学特論 II   | 20 |
| 国際政治学特論 I  | 21 |
| 国際政治学特論 II | 21 |
| 国際関係特論 I   | 22 |
| 国際関係特論 II  | 22 |
| 社会政策特論 I   | 23 |
| 社会政策特論 II  | 23 |

### ○演習科目

|              |    |
|--------------|----|
| 行政学特論演習 I    | 24 |
| 租税法特論演習 I    | 24 |
| 日本法制史特論演習 II | 25 |
| 租税法特論演習 II   | 25 |
| 国際法特論演習 II   | 26 |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数                                     | 担 当 者          |
|--|------|-----|---|----------------|
| 日本法制史特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Japanese Legal History I   | 1    | 前期  | 2                                       | マキタ イオ<br>牧田 勲 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>日本法制史の中でも、特に近世家族法史についてその概観を行う。本科目の選択者は、すべての者が日本法制史の十分な基礎知識をもっているわけではないので、近世家族法史の基本的な概念について解説するとともに研究上の論点などを理解させることを目的とする。そのため石井良助『江戸時代漫筆』、中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』など、基本的文献を取り上げ、吟味・熟読・解説することにした。 |      |     |   |                |
| 【 到達目標 】<br>近世家族法史の概要について理解させるとともに、近代法や現代の私法との相違を考えさせる。  |      |     |   |                |
| 【 指導方法と留意点 】<br>基本的には受講者とともに関係文献を熟読、考察する。受講者は、十分な予習と議論をしてほしい。  |      |     |   |                |
| 【 授業（指導）計画 】<br>最初に、まずガイダンスを行い、年間の授業予定、教材、テーマなどについて解説する。第2週以後は、婚姻・離婚・夫婦財産制・養子・親権・相続・遺言などを取り上げるが、受講者の希望によっては何週かかけて特定テーマを深く掘り下げて考究し、議論することになるかもしれない。   |      |     |   |                |
| 【 評価基準 】<br>研究報告とレポート提出により評価する。  |      |     |   |                |
| 【 教 材 等 】<br>石井良助『江戸時代漫筆』<br>中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』   |      |     | 【 備考 】<br>受講者のリクエストによって、テーマの多少の変更はあり得る。 |                |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数                                     | 担 当 者          |
|---|------|-----|---|----------------|
| 日本法制史特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Japanese Legal History II   | 1    | 後期  | 2                                       | マキタ イオ<br>牧田 勲 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>日本近世私法史、とりわけ家族法以外の法制度について概観する予定である。土地制度史を中心に取り上げるが、それとの関わりにおいて、江戸時代の支配構造や民事裁判などにも論及することになるだろう。関連史料の講読なども行う予定である。   |      |     |   |                |
| 【 到達目標 】<br>近世の私法、とりわけ土地制度について知識を得るとともに、近代以降の法制度との違いを認識し、もって近代法や近代的土地所有の特質をさらに深く理解する。   |      |     |   |                |
| 【 指導方法と留意点 】<br>関係文献や関係史料の講読を行う。予習が必要である。   |      |     |   |                |
| 【 授業（指導）計画 】<br>最初にまずガイダンスを行い、後期授業の全体像を示す。その後、石井良助『土地制度史』、あるいは『江戸時代漫筆』などによって、農地・山林・屋敷地・町地などの法制度を解説し、現在の議論を紹介する。各自分担してあるテーマについて調べてもらうので、きっちりとした予習が必要である。その後そのテーマに関わる質疑応答や相互討論も行う予定である。 |      |     |   |                |
| 【 評価基準 】<br>研究報告とレポート提出により評価する。   |      |     |   |                |
| 【 教 材 等 】<br>石井良助『土地制度史』<br>同 『江戸時代漫筆』  |      |     | 【 備考 】<br>受講者のリクエストによって、テーマの多少の変更はあり得る。 |                |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 憲法特論 I<br>Advanced Lecture of Constitutional Law I   | 1    | 前期  | 2      | ウキタ トオル<br>浮田 徹 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>憲法学のうち、憲法総論、統治機構の部分を採り上げます。憲法とは何か、基本原理とは何か、といった憲法学の根本的な部分から、三権分立を採用する日本の統治機構における諸原理について深く理解することを目的とします。 |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>憲法総論・統治機構についての基本原理の理解を深めます。学部での講義のレベルではなく、基本的な了解事項を前提とした上で、統治機構、憲法の基本概念などについての大学院レベルでの理解を目標とします。               |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>報告を元に討論を行います。報告者は指定された文献を読み、その中から選んだテーマに従ってレジュメを作成、報告してもらいます。こちらからも質問を行い、それにより理解度を認識し、不足部分を補っていきます。        |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>最初にガイダンスを行い、報告テーマ、担当者を決定します。以後はその予定に従って報告、討論を行います。   |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>講義における研究報告をもとに評価する。  |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>講義の中で指示する。  |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 憲法特論 II<br>Advanced Lecture of Constitutional Law II   | 1    | 後期  | 2      | ウキタ トオル<br>浮田 徹 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>憲法学のうち、基本的人権の分野を採り上げます。基本的人権に関する判例を中心に知識を再確認しつつ、基本的人権の原理についての理解を深めます。                       |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>憲法判例を読み込むことで、基本的人権の理解、人権規定の訴訟での用いられ方などの深い知識などを修得することを目的としています。                                     |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>報告を元に討論を行います。報告者は指定された判例をしっかり読み、まとめた上でレジュメを作成、報告してもらいます。こちらからも質問を行い、それにより理解度を認識し、不足部分を補っていきます。 |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>最初にガイダンスを行い、報告テーマ、担当者を決定します。以後はその予定に従って報告、討論を行います。   |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>講義における研究報告をもとに評価する。  |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>講義の中で指示する。  |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者            |
|--|------|-----|--------|------------------|
| 行政法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Administrative Law I   | 1    | 前期  | 2      | カタニ シゲキ<br>金谷 重樹 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>行政法の既修者にとってはその基礎知識を再確認することを目的とし、初めて行政法を学ぶ方にとってはその基礎知識を修得することを目的とします。    |      |     |        |                  |
| 【 到達目標 】<br>行政法の基礎知識を確実に修得することを目標とします。   |      |     |        |                  |
| 【 指導方法と留意点 】<br>原則として講義方式によって指導を行いますが、当然、質問も行います。  |      |     |        |                  |
| 【 授業（指導）計画 】<br>4月 行政上の法律関係と民事上の法律関係<br>5月 様々な行政の活動形式<br>6月 処分の意義と特色<br>7月 処分に対する不服申し立てと訴訟 |      |     |        |                  |
| 【 評価基準 】<br>質疑応答の的確性等を総合考慮して評価します。   |      |     |        |                  |
| 【 教 材 等 】<br>その都度、指示します。   |      |     | 【 備考 】 |                  |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者            |
|--|------|-----|--------|------------------|
| 行政法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Administrative Law II  | 1    | 後期  | 2      | カタニ シゲキ<br>金谷 重樹 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>行政法の基礎知識を用いて、基本的応用問題を解く力を身につけることを目的とします。  |      |     |        |                  |
| 【 到達目標 】<br>基本的な応用問題を解く力を身につけることを目標とします。   |      |     |        |                  |
| 【 指導方法と留意点 】<br>問題に関する質疑応答を行い、その後、ポイントを解説します。  |      |     |        |                  |
| 【 授業（指導）計画 】<br>9月 行政法関係への民法規定の適用の可否<br>10月 公定力をめぐる諸問題<br>11月 行政上の不服申し立てをめぐる諸問題<br>12月 行政事件訴訟をめぐる諸問題<br>1月 まとめ |      |     |        |                  |
| 【 評価基準 】<br>質疑応答の的確性等を総合考慮して評価します。   |      |     |        |                  |
| 【 教 材 等 】<br>適宜、指示します。   |      |     | 【 備考 】 |                  |

| 科目名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数  | 担当者               |
|---|------|-----|------|-------------------|
| 租税法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Tax Law I   | 1    | 前期  | 2    | コジマ トシロウ<br>小島 俊朗 |
| 【授業(指導)概要・目的】<br>戦後経済が急発展をとげる中で、税が経済取引、我々の生活等広範囲にわたり重要な意味を持つようになったが、それとともに租税法の理解、研究も重要性を増している。租税法は他の学問分野とも関係が深いと同時に租税法の分野自身も範囲が広いので、租税法特論Ⅰでは、租税法の総論(共通的事項)と租税実体法の中でも特に重要な所得税法を中心に学んでいく。<br>租税法を履修したことがない者が含まれる場合は、講義を中心に進める。                                    |      |     |      |                   |
| 【到達目標】<br>(1) 租税法の共通事項と所得税法の基本事項を理解すること<br>(2) 上記をもとに租税法関係の文献が理解できるようになること  |      |     |      |                   |
| 【指導方法と留意点】<br>毎回報告担当者を指定するが、他の学生も予習してくること   |      |     |      |                   |
| 【授業(指導)計画】<br>1 租税法の意義と特質……租税の役割、租税法律関係等について考える<br>2 租税法の基本原則……租税法主義と租税公平主義について理解する<br>3 租税法の法源……法律等の法源、通達の意味、役割等について考える<br>4 租税回避……租税回避の意味と否認規定の関係について考える<br>5 納税義務の成立と確定……申告納税制度、更正・決定等について理解する<br>6 所得税法……①所得税の納税義務者、②課税物件、③課税単位、④各種所得の意義、⑤収入金額と必要経費等について考える |      |     |      |                   |
| 【評価基準】<br>報告内容、授業への参加態度によって評価する。  |      |     |      |                   |
| 【教材等】<br>「租税法(第16版)」金子宏著(弘文堂)   |      |     | 【備考】 |                   |

| 科目名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数  | 担当者               |
|---|------|-----|------|-------------------|
| 租税法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Tax Law II  | 1    | 後期  | 2    | コジマ トシロウ<br>小島 俊朗 |
| 【授業(指導)概要・目的】<br>戦後経済が急発展をとげる中で、税が経済取引、我々の生活等広範囲にわたり重要な意味を持つようになったが、それとともに租税法の理解、研究も重要性を増している。租税法は、他の学問分野とも関係が深いと同時に租税法の分野自身も範囲が広いので、租税法特論Ⅱでは、所得税法と並んで実務では大切な相続税法、法人税法、消費税法の租税実体法と租税手続法、不服申立て制度等について学んでいく。<br>相続税法等を履修したことがない者が含まれる場合は、講義を中心に進める。   |      |     |      |                   |
| 【到達目標】<br>(1) 法人税法、相続税法、消費税法、租税手続法等の基本事項を理解すること<br>(2) 上記をもとに租税法関係の文献が理解できるようになること  |      |     |      |                   |
| 【指導方法と留意点】<br>毎回報告担当者を指定するが、他の学生も予習してくること   |      |     |      |                   |
| 【授業(指導)計画】<br>1 法人税法……①法人税法の性質(法人税と所得税の統合)、②法人所得の意義、③益金の額の計算、④損金の額の計算、⑤連結所得に対する法人税等について考える<br>2 相続税法……①相続税の種類、②相続税の納税義務者、③相続税の課税物件、④贈与税の納税義務者、⑤相続時精算課税制度、⑥財産の評価等について考える<br>3 消費税法……①消費税の意義、②納税義務者、③税額控除等について考える<br>4 附帯税……加算税、延滞税等について考える<br>5 更正の請求……更正の請求の制度等について考える<br>6 租税不服申立、租税訴訟……不服申立の制度、租税訴訟について理解する |      |     |      |                   |
| 【評価基準】<br>報告内容、授業への参加態度によって評価する   |      |     |      |                   |
| 【教材等】<br>「租税法(第16版)」金子宏著(弘文堂)   |      |     | 【備考】 |                   |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|---|------|-----|--------|--------------------|
| 刑事訴訟法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Criminal Procedure I                              | 1    | 前期  | 2      | シマダ リョウイチ<br>島田 良一 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>刑事手続に関する諸問題のうち、捜査段階におけるものについて、我が国及び外国の学説・判例（実務）の状況を踏まえながら検討する。 |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>我が国の刑事手続（捜査段階）についての理解を深める。  |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>判例研究・文献講読が主となるが、いずれも外国のものを扱う場合があるので、受講生にあつては十分な準備をされたい。           |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>捜査に関する判例・文献を素材として、受講者の報告をもとに全体で討議する。扱う素材の選択は受講生にゆだねる。             |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>報告内容及び受講時の態度によって評価する。   |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に指示する。  |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|---|------|-----|--------|--------------------|
| 刑事訴訟法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Criminal Procedure II                             | 1    | 後期  | 2      | シマダ リョウイチ<br>島田 良一 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>刑事手続に関する諸問題のうち、公判段階におけるものについて、我が国及び外国の学説・判例（実務）の状況を踏まえながら検討する。 |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>我が国の刑事手続（公判段階）についての理解を深める。  |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>判例研究・文献講読が主となるが、いずれも外国のものを扱う場合があるので、受講生にあつては十分な準備をされたい。           |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>捜査に関する判例・文献を素材として、受講者の報告をもとに全体で討議する。扱う素材の選択は受講生にゆだねる。             |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>報告内容及び受講時の態度によって評価する。   |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に指示する。  |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者             |
|--|------|-----|--------|-------------------|
| 財産法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Civil Law (Law of Property) I  | 1    | 前期  | 2      | オカベ タカアキ<br>岡部 崇明 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>民法典中の財産関係に関する基本概念である権利の主体・客体及び権利の実現過程について、戸籍法、不動産登記法、民事執行法、破産法等の関連法領域を踏まえた上での全体的・総合的な知識を確実なものとし、修士論文作成の基礎を養成する。 |      |     |        |                   |
| 【 到達目標 】<br>民法典の財産関係に関し、戸籍法、不動産法、民事執行法等の関連する法領域も含めて総合的な知識を習得する。  |      |     |        |                   |
| 【 指導方法と留意点 】<br>戸籍法、不動産登記法、民事執行法、破産法等の民法の関連法領域についての基本的事項について講義をした上、法律行為の成立・効力、表見代理、物権変動、債務不履行等の民法の財産関係に関する法制度に関する重要な論考・判例を順次検討する。  |      |     |        |                   |
| 【 授業（指導）計画 】<br>指定する重要で基本的な論考及び判例についての報告及びレポートの提出を求めるが、判例時報等に掲載の最近の重要最高裁判例についての判例研究をおこなうことがある。                                     |      |     |        |                   |
| 【 評価基準 】<br>授業における報告と提出されたレポートによる。   |      |     |        |                   |
| 【 教 材 等 】<br>内田貴著「民法Ⅰ、Ⅲ」東大出版会<br>民法判例百選  |      |     | 【 備考 】 |                   |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者             |
|---|------|-----|--------|-------------------|
| 財産法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Civil Law (Law of Property) II  | 1    | 後期  | 2      | オカベ タカアキ<br>岡部 崇明 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>債権、特に、金銭債権を中心として権利の実現過程について検討した上、民法の法制度が債権の優先的回収にどのように機能しているかを明らかにするとともに現代取引社会が常に新たな担保を求めていることの理解を深める。 |      |     |        |                   |
| 【 到達目標 】<br>金融取引の実態、裁判例によって、抵当権を中心として物的担保の基本的構造・機能について学習するとともに詐害行為取消権、相殺、債権譲渡等が債権の優先的回収にどのように機能しているかを明らかにする。              |      |     |        |                   |
| 【 指導方法と留意点 】<br>抵当権の効力、譲渡担保、債権譲渡、相殺等に関する重要な基本的文献及び判例を順次検討する。  |      |     |        |                   |
| 【 授業（指導）計画 】<br>基本的論文及び重要判例について検討、分析した報告、レポートの提出を求めるが、最近の重要判例についての研究も行う。  |      |     |        |                   |
| 【 評価基準 】<br>授業における報告及び提出したレポートによる。  |      |     |        |                   |
| 【 教 材 等 】<br>講義の中で指示する。   |      |     | 【 備考 】 |                   |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数     | 担 当 者    |
|---|------|-----|---------|----------|
| 財産法特論Ⅳ<br>Advanced Lecture of Civil Law (Law of Property)Ⅳ  | 1    | 後期  | 2       | 法学部就任予定者 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>金銭債権を中心に権利の実現過程について検討した上、債権回収にどのような手段が活用されているのか、現代取引社会が常に新しい法制度を求めているのかを理解する。            |      |     |         |          |
| 【 到達目標 】<br>金融取引の実態、裁判例により、抵当権などの物的担保の基本的構造について学習するとともに、代物弁済とその予約、詐害行為取消権、相殺、債権譲渡等がどのように機能しているか総合的な知識を学習する。 |      |     |         |          |
| 【 指導方法と留意点 】<br>抵当権の効力、代物弁済、債権譲渡等に関する重要な基本的文献及び判例を検討する。   |      |     |         |          |
| 【 授業（指導）計画 】<br>基本的な論考及び重要判例について報告やレポートの提出を求めるとともに最近の判例についての研究も行う。  |      |     |         |          |
| 【 評価基準 】<br>報告、レポートの内容と参加態度による。   |      |     |         |          |
| 【 教 材 等 】   |      |     | 【 備 考 】 |          |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者            |
|--|------|-----|--------|------------------|
| 財産法特論Ⅴ<br>Advanced Lecture of Civil Law(Law of Property) Ⅴ   | 1    | 前期  | 2      | イエモト マミ<br>家本 真実 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>財産法に関する判例研究をおこないます。日本の民法だけでなく、アメリカの契約法(Contracts)や不動産法(Property)を取り上げ、両者を比較しながら、日本の民法をより深く考察していただきます。 |      |     |        |                  |
| 【 到達目標 】<br>大学院での研究に必要な基礎知識を習得していただくことを目的とします。   |      |     |        |                  |
| 【 指導方法と留意点 】<br>日本の財産法の判例については、受講者に報告していただき、それを基に受講者間で議論していただきます。アメリカ法については判例および文献を輪読（和訳）し、その内容について検討をおこないます。            |      |     |        |                  |
| 【 授業（指導）計画 】<br>初回はガイダンスをおこない、日本の財産法判例について、取り上げる判例と報告の順番を決定します。1件の判例報告が終了するとともに、その判例と比較していただきたいアメリカ法の判例や文献を輪読します。        |      |     |        |                  |
| 【 評価基準 】<br>判例報告および議論、輪読における準備と検討の様子、授業での参加の姿勢を評価の対象とします。  |      |     |        |                  |
| 【 教 材 等 】<br>初回ガイダンスをはじめ、授業中に適宜指示します。  |      |     | 【 備考 】 |                  |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者            |
|--|------|-----|--------|------------------|
| 財産法特論Ⅵ<br>Advanced Lecture of Civil Law(Law of Property) Ⅵ   | 1    | 後期  | 2      | イエモト マミ<br>家本 真実 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>前期に引き続き、財産法に関する判例研究をおこないます。日本の民法だけでなく、アメリカの契約法(Contracts)や不動産法(Property)を取り上げ、両者を比較しながら、日本の民法をより深く考察していただきます。 |      |     |        |                  |
| 【 到達目標 】<br>大学院での研究に必要な基礎知識を習得していただくことを目的とします。   |      |     |        |                  |
| 【 指導方法と留意点 】<br>日本の財産法の判例については、受講者に報告していただき、それを基に受講者間で議論していただきます。アメリカ法については英語の判例および文献を輪読（和訳）し、その内容について検討をおこないます。                 |      |     |        |                  |
| 【 授業（指導）計画 】<br>初回はガイダンスをおこない、日本の財産法判例について、取り上げる判例と報告の順番を決定します。1件の判例報告が終了するとともに、その判例と比較していただきたいアメリカ法の判例や文献を輪読します。                |      |     |        |                  |
| 【 評価基準 】<br>判例報告および議論、輪読における準備と検討の様子、授業での参加の姿勢を評価の対象とします。  |      |     |        |                  |
| 【 教 材 等 】<br>初回ガイダンスをはじめ、授業中に適宜指示します。  |      |     | 【 備考 】 |                  |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 財産法特論Ⅶ<br>Advanced Lecture of Civil Law(Law of Property) Ⅶ | 1    | 前期  | 2      | キウチ アキラ<br>城内 明 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>不法行為法研究                                 |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>不法行為法の基本テーマの一つである権利侵害論につき、学説の現状を理解する。          |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>指定テキストの指定範囲につき、学生が内容を報告する。（毎週）             |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>権利侵害論につき、代表的教科書を読み、比較検討する。                 |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>報告の内容により評価する。                                  |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>授業時に指定する。                                     |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 財産法特論Ⅷ<br>Advanced Lecture of Civil Law(Law of Property) Ⅷ | 1    | 後期  | 2      | キウチ アキラ<br>城内 明 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>不法行為法研究                                 |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>不法行為法の基本テーマの一つである権利侵害論につき、学説の現状を理解する。          |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>指定テキストの指定範囲につき、学生が内容を報告する。（毎週）             |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>権利侵害論につき、代表的教科書を読み、比較検討する。                 |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>報告の内容により評価する。                                  |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>授業時に指定する。                                     |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者    |
|---|------|-----|--------|----------|
| 家族法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Civil Law (Family Law)Ⅱ   | 1    | 後期  | 2      | 法学部就任予定者 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>主に民法・相続法の分野で生じる頻度の高い紛争類型を選び、その紛争解決のための家事調停、家事審判、人事訴訟等を学習した後、資料に基づいて具体的事例を検討する。 |      |     |        |          |
| 【 到達目標 】<br>身近な問題ではあるが解決困難な場合が多い家族法の分野について関係法規等にも留意した学習としたい。                                      |      |     |        |          |
| 【 指導方法と留意点 】<br>いろいろな視点から見たバランスの良い考え方が身に付くよう、積極的な意見表明が望まれる。                                       |      |     |        |          |
| 【 授業（指導）計画 】<br>相続人の範囲、相続財産の範囲、共同相続人、遺言などに関する裁判例や判例を読み、相続人間の法律関係、相続財産をめぐる第三者との関係につき検討する。          |      |     |        |          |
| 【 評価基準 】<br>報告の内容と参加態度による。  |      |     |        |          |
| 【 教 材 等 】<br>講義のなかで指示する。  |      |     | 【 備考 】 |          |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|---|------|-----|--------|--------------------|
| 企業法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Business Law I  | 1    | 前期  | 2      | ウシマル ヨシオ<br>牛丸 與志夫 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>会社法が2005年6月に制定された。会社法は、従来、商法に定められていた会社に対する法的規制が大幅に変更され、かなり、難解なものになっている。授業は、基本的な会社法の法原理をおさえた上で、さらに、深い内容について掘り下げていきたい。   |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>会社法の基本的な法原理をマスターした上で、さらに研究者としての研究能力の獲得を達成目標としている。   |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>授業では、基本文献を読みながら、議論を行っていく。特に、現実の起きている様々な会社法をめぐる紛争を適宜、教材として取り上げていきたい。授業には、必ず、出席し、教科書と携帯六法を持参すること。   |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>前期では、次の順番で授業を行う。会社法総論（会社の概念、会社の類型と種類、会社法の法源と構造）、会社法総則（会社の商号、会社の使用人と代理商、事業の譲渡・登記）、株式会社の設立（設立手続、設立の登記、設立中の法律関係、違法な設立・会社の不成立、設立に関する責任）、株式（株式の内容と種類、株式の流通と株主の会社に対する権利行使、株式の評価、株式の消却・併合・分割・無償割当て、単元株制度）。 |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>研究報告および授業態度を総合的に判断して、評価を行う。   |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>藤田勝利・北村雅史編『プライマリー新・会社法』（法律文化社）・ポケット六法（有斐閣発行）   |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|--|------|-----|--------|--------------------|
| 企業法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Business Law II  | 1    | 後期  | 2      | ウシマル ヨシオ<br>牛丸 與志夫 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>会社法が2005年6月に制定された。会社法は、従来、商法に定められていた会社に対する法的規制が大幅に変更され、かなり、難解なものになっている。授業は、基本的な会社法の法原理をおさえた上で、さらに、深い内容について掘り下げていきたい。  |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>会社法の基本的な法原理をマスターした上で、さらに研究者としての研究能力の獲得を達成目標としている。  |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>授業では、基本文献を読みながら、議論を行っていく。特に、現実の起きている様々な会社法をめぐる紛争を適宜、教材として取り上げていきたい。授業には、必ず、出席し、教科書と携帯六法を持参すること。  |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>後期では、前期に、引き続いて、次の順番で授業を行う。新株の発行（株式発行による資金調達、通常の新株発行一募集株式の発行、株式発行の瑕疵）、新株予約権（新株予約権の発行手続、有利発行、新株予約権の発行の瑕疵）、機関（株主総会、役員および会計監査人の選任と解任、取締役・取締役会・代表取締役、会計参与、監査役および監査役会、会計監査人、委員会設置会社、役員等の損害賠償責任、株主代表訴訟と差止請求権・検査役）、計算（会計の原則と会計帳簿、計算書類、連結計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配）、定款の変更、解散・清算、持分会社、社債、組織再編（組織変更、事業譲渡・合併・会社分割・株式交換・株式移転）、国際会社法 |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>研究報告および授業態度を総合的に判断して、評価を行う。  |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>藤田勝利・北村雅史編『プライマリー新・会社法』（法律文化社）・ポケット六法（有斐閣発行）  |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数   | 担 当 者             |
|---|------|-----|---|-------------------|
| 有価証券法特論 I<br>Advanced Lecture of Negotiable Instruments I   | 1    | 前期  | 2   | キムラ ヒデアキ<br>木村 秀一 |
| <p>【 授業（指導）概要・目的 】</p> <p>有価証券には、手形・小切手、株券、債券、貨物引換証、船荷証券等の多くの種類があるが、有価証券に関する法理論は、典型的な有価証券である手形・小切手の法律関係を規律する手形法・小切手法を研究対象とする学問領域（手形法学・小切手法学）において考究され、現在までに判例・学説により完成度の高い理論が構築され、ほぼすべての実務上の問題の解決が可能なレベルに達している。また、近々、手形の電子化を目指す電子登録債権法が制定されるが、当然、同法にも手形法理論が承継され、今後もその重要性は保持されるであろう。授業においては、手形法・小切手法の重要判例を素材として、手形法の基礎理論について深く考察してゆく。判例は「手形小切手判例百選等」から取り上げる。ひとつのテーマにつき、判例理論、通説、有力説、少数説等のあらゆる角度から院生と議論を戦わせながら、実務解決能力の養成まで視野に入れて、授業を進めていく。</p> |      |     |   |                   |
| <p>【 到達目標 】</p> <p>各院生が、国内レベルの手形に関する法律問題について、文献を参照することにより、自力で解答を出せるレベルを目指す。</p>   |      |     |   |                   |
| <p>【 指導方法と留意点 】</p> <p>最初に、上級の基礎理論について講義をした後、各院生が自主的に選択した、あるいは割り当てられた判例について、研究報告する形式で行う。教員も討議者の一員としての資格において討議を行う。各報告について、判例研究レポートを提出してもらう。</p>  |      |     |   |                   |
| <p>【 授業（指導）計画 】</p> <p>第1回：有価証券法の基礎理論（1）<br/> 第2回：有価証券法の基礎理論（2）<br/> 第3回：有価証券法の基礎理論（3）<br/> 第4回：有価証券法の基礎理論（4）<br/> 第5回：院生による判例研究報告（1）<br/> 第6回：院生による判例研究報告（2）<br/> 第7回：院生による判例研究報告（3）<br/> 第8回：院生による判例研究報告（4）<br/> 第9回：院生による判例研究報告（5）<br/> 第10回：院生による判例研究報告（6）<br/> 第11回：院生による判例研究報告（7）<br/> 第12回：院生による判例研究報告（8）<br/> 第13回：院生による判例研究報告（9）<br/> 第14回：院生による判例研究報告（10）<br/> 第15回：院生による判例研究報告（11）</p>   |      |     |   |                   |
| <p>【 評価基準 】</p> <p>判例研究レポートの評価等による</p>  |      |     |   |                   |
| <p>【 教 材 等 】</p> <p>落合誠一他「手形小切手判例百選」有斐閣</p>   |      |     | <p>【 備考 】</p> <p>学部で手形法を履修していない院生については、学部レベルの補習を行う。</p> |                   |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数   | 担 当 者             |
|--|------|-----|---|-------------------|
| 有価証券法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Negotiable Instruments Ⅱ   | 1    | 後期  | 2   | キムラ ヒデアキ<br>木村 秀一 |
| <p>【 授業（指導）概要・目的 】</p> <p>前半は、有価証券法特論Ⅰに続き、各院生に判例研究報告を課し、議論を行い、有価証券法理論について理解を深めていく。後半においては、今年度中に可決成立する見通しの「電子登録債権法案」の検討を行う。法案内容の理解、手形法との相違点および理論の継受の範囲の確認をしたうえで、問題点の考察に進んでいく。</p>   |      |     |   |                   |
| <p>【 到達目標 】</p> <p>前半は、有価証券法特論Ⅰに同じであるが、電子登録債権法案の検討においては、手形法との異同について正確な理解を目標とする。</p>  |      |     |   |                   |
| <p>【 指導方法と留意点 】</p> <p>前半は、有価証券法特論Ⅰに同じであるが、電子登録債権法案の検討においては、手形法との異同を正確に理解できているかどうか徹底的に確認する。</p>  |      |     |   |                   |
| <p>【 授業（指導）計画 】</p> <p>第1回：院生による判例研究報告 (1)<br/> 第2回：院生による判例研究報告 (2)<br/> 第3回：院生による判例研究報告 (3)<br/> 第4回：院生による判例研究報告 (4)<br/> 第5回：院生による判例研究報告 (5)<br/> 第6回：院生による判例研究報告 (6)<br/> 第7回：院生による判例研究報告 (7)<br/> 第8回：電子登録債権法案の検討 (1)<br/> 第9回：電子登録債権法案の検討 (2)<br/> 第10回：電子登録債権法案の検討 (3)<br/> 第11回：電子登録債権法案の検討 (4)<br/> 第12回：電子登録債権法案の検討 (5)<br/> 第13回：電子登録債権法案の検討 (6)<br/> 第14回：電子登録債権法案の検討 (7)<br/> 第15回：電子登録債権法案の検討 (8)</p> |      |     |   |                   |
| <p>【 評価基準 】</p> <p>判例研究レポートの評価等による</p>   |      |     |   |                   |
| <p>【 教 材 等 】</p> <p>落合誠一他「手形小切手判例百選」有斐閣</p>  |      |     | <p>【 備考 】</p> <p>電子登録債券法案については、後期において、法律雑誌から適当な記事・論文をコピーして配付する。</p> |                   |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者    |
|---|------|-----|--------|----------|
| 民事訴訟法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Civil Procedure Law Ⅱ                         | 1    | 後期  | 2      | 法学部就任予定者 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>紛争解決機能としての司法の役割について検討する。                                   |      |     |        |          |
| 【 到達目標 】<br>訴訟法という技術法を通じて、法体系の一貫性、精緻さを理解する。                                   |      |     |        |          |
| 【 指導方法と留意点 】<br>基本文献と判例を検討する。   |      |     |        |          |
| 【 授業（指導）計画 】<br>訴訟の入口（訴訟の対象）、審理中、訴訟の出口（判決の効力等）は互に密接に関連していることから、常に全体的な視野で検討する。 |      |     |        |          |
| 【 評価基準 】<br>報告の内容と参加態度による。  |      |     |        |          |
| 【 教 材 等 】   |      |     | 【 備考 】 |          |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者               |
|---|------|-----|--------|---------------------|
| 労働法特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Labor Law I   | 1    | 前期  | 2      | カシハラ ヨシヒコ<br>檜原 義比古 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>労働契約、就業規則、非典型的労働関係、労働協約、不当労働行為などの中からテーマを選び、その具体的内容やレベルなどについては、受講生と相談のうえで決定したい。   |      |     |        |                     |
| 【 到達目標 】<br>研究にとって必須の文献と受講生の研究テーマを中心にして、労働法の基礎から応用までを修得させる。   |      |     |        |                     |
| 【 指導方法と留意点 】<br>労働法に関する文献の講読、および各自の研究テーマに関する報告を行う。  |      |     |        |                     |
| 【 授業（指導）計画 】<br>個別的労働法および集团的労働法の実際を学ぶ。具体的には1労働者・使用者の概念、2労働者の派遣・パートタイム労働、3外国人労働者、4労働契約、5配転・出向・転籍、6賃金・退職金、7労働時間・休憩・休日・年次有給休暇、8女性労働者の保護、9安全衛生・災害補償、10就業規則、11職場規律と使用者の懲戒権、12解雇・定年・退職、13労働組合、14団体交渉、15労働協約、16争議行為、17組合活動、18不当労働行為などの中から適宜選択する。 |      |     |        |                     |
| 【 評価基準 】<br>労働法学に関する文献の講読、および各自の研究テーマに関する報告と研究成果の発表をもって評価に代える。  |      |     |        |                     |
| 【 教 材 等 】<br>受講生の研究テーマに沿った文献講読と討論および研究指導。   |      |     | 【 備考 】 |                     |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者               |
|--|------|-----|--------|---------------------|
| 労働法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Labor Law II   | 1    | 後期  | 2      | カシハラ ヨシヒコ<br>檜原 義比古 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>労働法特論Ⅰにおいて受講生の選定したテーマをさらに深く研究する。その具体的内容やレベルなどについては、受講生と相談のうえで決定したい。 |      |     |        |                     |
| 【 到達目標 】<br>受講生の取り上げた研究テーマを中心にして、さらに労働法の基礎から応用までを修得させる。                                |      |     |        |                     |
| 【 指導方法と留意点 】<br>各自の研究テーマに関する文献の講読と討論および研究の報告を行う。                                       |      |     |        |                     |
| 【 授業（指導）計画 】<br>労働法特論Ⅰにおいて受講生の取り上げた研究テーマに関連する諸問題を中心に授業を展開する。                           |      |     |        |                     |
| 【 評価基準 】<br>各自の研究テーマに関する報告と研究成果の発表をもって評価に代える。  |      |     |        |                     |
| 【 教 材 等 】<br>受講生の研究テーマに沿った文献などを用いる。  |      |     | 【 備考 】 |                     |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数     | 担 当 者                |
|--|------|-----|---------|----------------------|
| 国際法特論I<br>Advanced Lecture of International Law I  | 1    | 前期  | 2       | カスターニ ヒデアユキ<br>糟谷 英之 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>現代の国際社会の構造は複雑かつ多様化してきており、そこに適用されるさまざまなルールもその変化に応じて変更が必要とされている。現代国際社会で生じている具体的な問題を素材として、国際法に関する基本的な諸問題について考える。まず国際法の基本的な知識を習得することを目的とする。とりわけ特論Iでは、平常な国際関係に適用される国際法の諸規則を主として検討する                          |      |     |         |                      |
| 【 到達目標 】<br>まず国際法の基本的な知識を習得し、その知識を基礎に現実に生じるさまざまな国際問題に対処する能力を深めることができるようになること。  |      |     |         |                      |
| 【 指導方法と留意点 】<br>国際判例などの輪読・講義を通じて、国際法の基本的知識の習得を目指す。質疑応答を通じて理解度の確認を行う。院生の関心および理解度に沿って講義内容を随時対応させる。   |      |     |         |                      |
| 【 授業（指導）計画 】<br>（１）初回は、前期の授業内容についての概略および授業の進め方などを話し合う。（２）～（１４）に関しては、前半で国際法とは何か？、国際社会の成立と国際法、国際法と国内法の相違など国際法の本質にかかわる基本的な問題を考えることにする。後半には、より具体的な国際法の規則、国際連合の構造、国際人権法などを中心に国際法の基本的な内容の理解を深めたい。（１５）最終回には、まとめと理解度のチェックをする予定である。 |      |     |         |                      |
| 【 評価基準 】<br>積極的な授業参加（７０％）およびテストに代わる質疑応答の内容（３０％）で評価する。  |      |     |         |                      |
| 【 教 材 等 】<br>松井芳郎その他著『国際法』有斐閣、約2000円、その他随時指示する。  |      |     | 【 備 考 】 |                      |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数     | 担 当 者                |
|---|------|-----|---------|----------------------|
| 国際法特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of International Law II  | 1    | 後期  | 2       | カスターニ ヒデアユキ<br>糟谷 英之 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>現代の国際社会の構造は複雑かつ多様化してきており、そこに適用されるさまざまなルールもその変化に応じて変更が必要とされている。現代国際社会で生じている具体的な問題を素材として、国際法に関する基本的な諸問題について考える。まず国際法の基本的な知識を習得することを目的とする。とりわけ特論IIでは、国際紛争状況に適用される国際法の諸規則を主として検討する。  |      |     |         |                      |
| 【 到達目標 】<br>まず国際法の基本的な知識を習得し、その知識を基礎に現実に生じるさまざまな国際問題に対処する能力を深めることができるようになること。   |      |     |         |                      |
| 【 指導方法と留意点 】<br>国際判例などの輪読・講義を通じて、国際法の基本的知識の習得を目指す。質疑応答を通じて理解度の確認を行う。院生の関心および理解度に沿って講義内容を随時対応させる。  |      |     |         |                      |
| 【 授業（指導）計画 】<br>（１）初回は、今期の授業内容についての概略および授業の進め方などを話し合う。（２）～（１４）に関しては、前半で国際紛争とは何か？ 国際的紛争の解決手段、国際裁判を通じた国際紛争の平和的解決手段など国際紛争解決手段にかかわる国際法の基本的な問題を考えることにする。後半には、国際紛争に関連した国連による強制的措置の問題や武力紛争状況に適用される国際人道法の分野について講義する。（１５）最終回には、まとめと理解度のチェックをする予定である。 |      |     |         |                      |
| 【 評価基準 】<br>積極的な授業参加（７０％）およびテストに代わる質疑応答の内容（３０％）で評価する。   |      |     |         |                      |
| 【 教 材 等 】<br>松井芳郎その他著『国際法』有斐閣、約2000円、その他随時指示する。   |      |     | 【 備 考 】 |                      |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 国際私法特論 I<br>Advanced Lecture of Private International Law I  | 1    | 前期  | 2      | コヤマ ノボル<br>小山 昇 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>国際私法の構造に関する重要問題を検討する。わが国際私法の基本規定である「法の適用に関する通則法」について、抵触法と実質法の区別を明確にし、さらに外国国際私法規定との対比も含めてその構造面から問題点を探ることと、抵触法規定のあり方を考察する。          |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>国際私法の基本的構造の理解を目指す。   |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>基本的知識を確認した後、課題を提示して討論する。なお、適宜、レポートも課す。   |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>第1回：授業内容の概略、進め方等について説明した後、受講生の希望を聞いて具体的な方針を決定する。<br>第2回～第6回：国際私法構造論の基礎的理解。<br>第7回～第14回：抵触法規則に関する重要問題についての討論。<br>第15回：国際私法構造論についての総括。 |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>理解度の確認のため、最後に提出を求める課題レポートを評価の中心とする（70%）が、その他のレポートと討論での発言状況（30%）も評価に加える。  |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に適宜指示する。なお、必要な資料はプリントして配付する。   |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者           |
|--|------|-----|--------|-----------------|
| 国際私法特論 II<br>Advanced Lecture of Private International Law II  | 1    | 後期  | 2      | コヤマ ノボル<br>小山 昇 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>わが国際私法の構造を前提として、具体的な抵触規定について理解を深める。特に、その連結政策の基本的な規定がある国際家族法の分野を中心に、その構造と問題点を論究する。   |      |     |        |                 |
| 【 到達目標 】<br>わが国際私法が採用する連結政策についての理解を確実なものとする。   |      |     |        |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>提示する課題について討論形式で検討する。なお、適宜、レポートも課す。   |      |     |        |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>第1回：授業内容の概略、進め方等の説明をし、受講生の希望を聞いて具体的方針を決定する。<br>第2回～第6回：国際婚姻法についての課題の討論。<br>第7回～第10回：国際親子法についての課題の討論。<br>第11回～第14回：国際相続法についての課題の討論。<br>第15回：総括。 |      |     |        |                 |
| 【 評価基準 】<br>検討課題についての理解を確認するために課題レポートの提出を求めるので、その評価（70%）と、その他のレポート及び討論内容の評価（30%）を総合する。   |      |     |        |                 |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に適宜指示する。なお、必要な資料はプリントして配付する。   |      |     | 【 備考 】 |                 |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|---|------|-----|--------|--------------------|
| 政治学特論Ⅰ<br>Advanced Lecture of Politics Ⅰ  | 1    | 前期  | 2      | マツナガ シンイチ<br>松永 信一 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>ニクラス・ルーマンの初期著作（訳者：沢谷 豊/関口光春/長谷川 幸一）『公式組織の機能とその派生的問題 {上}・{下}』を精読する。ルーマンのシステム論は包括的でラディカルな社会科学の基礎論というべきものである。従って、法学、政治学を問わず注目される。上記の著書は組織論についてのものだが、難解なルーマン理論のエキスとも言うべきものが簡明な形で散りばめられていると断言していいであろう。ルーマン理論の入門書としては最適であろう。 |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>ルーマンのシステム論の基本的枠組みを理解する。   |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>毎回報告者を決め、彼の報告を中心に授業を進めていく。  |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>『公式組織の機能とその派生的問題・上巻』を読む。授業の進行は学生の理解度に応じて適宜調整する。   |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>平常点による。   |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>ニクラス・ルーマン著（訳者：沢谷 豊/関口光春/長谷川 幸一）『公式組織の機能とその派生的問題 {上}・{下}』新泉社,1992年。   |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者              |
|--|------|-----|--------|--------------------|
| 政治学特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Politics Ⅱ   | 1    | 後期  | 2      | マツナガ シンイチ<br>松永 信一 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>ニクラス・ルーマンの初期著作（訳者：沢谷 豊/関口光春/長谷川 幸一）『公式組織の機能とその派生的問題 {上}・{下}』を精読する。ルーマンのシステム論は、専門化が加速度的に進む社会科学の世界で、包括性とラディカル性を備えた数少ない基礎理論の1つである。従って、法学、政治学を問わず注目される。上記の著書は組織論についてのものだが、難解なルーマン理論のエキスとも言うべきものが簡明な形で散りばめられていると断言していいであろう。ルーマン理論の入門書としては最適であろう。 |      |     |        |                    |
| 【 到達目標 】<br>ルーマンのシステム論の基本的枠組みを理解する。  |      |     |        |                    |
| 【 指導方法と留意点 】<br>毎回報告者を決め、彼の報告を中心に授業を進めていく。   |      |     |        |                    |
| 【 授業（指導）計画 】<br>『公式組織の機能とその派生的問題・下巻』を読む。進行具合は学生の理解度に応じて適宜調整していく。なお、上記の文献が読了されれば、関心に応じて（政治学、憲法、法社会学等）、別の文献を読む予定である。   |      |     |        |                    |
| 【 評価基準 】<br>平常点による。  |      |     |        |                    |
| 【 教 材 等 】<br>ニクラス・ルーマン著（訳者：沢谷 豊/関口光春/長谷川 幸一）『公式組織の機能とその派生的問題 {上}・{下}』新泉社,1992年。  |      |     | 【 備考 】 |                    |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数           | 担 当 者              |
|---|------|-----|---------------|--------------------|
| 行政学特論 I<br>Advanced Lecture of Public Administration I  | 1    | 前期  | 2             | ナカヌマ タケアキ<br>中沼 丈晃 |
| <b>【 授業（指導）概要・目的 】</b><br>この授業では、公共政策の形成における行政の役割の実際を理解することを目的とする。それにあたっては、理論を理解するために実例を参照するのではなく、実例を理解するために時に理論の力を借りるスタンスをとる。<br>具体的には、注目を集める最近の立法をめぐる状況を追う形で授業を進める。現在のところは、消費者行政関連の立法をとりあげる予定である。<br>立法をめぐる状況を追ううえでは、官僚と政治家との関係に焦点を当てる。特に、特定の社会問題を立法日程に上げていく過程、幅広い政策議論から条文化に近づく法案要綱にしていく過程における官僚と政治家との駆け引きを理解できるようにしたい。 |      |     |               |                    |
| <b>【 到達目標 】</b><br>法律がつくられる過程について、少なくとも制度的な手続の流れを知る。そして、「なぜこのタイミングでこういった内容の法律がつくられるのか」という視点を持てるようにしたい。  |      |     |               |                    |
| <b>【 指導方法と留意点 】</b><br>大学院生としての基礎的な研究能力を身につけてもらうことを念頭に置き、担当教員とともに、立法に関する一次資料や報道情報などを収集し、整理するところから授業を始める。素材が加工されあとは理解するだけという学部の授業のように展開をしないので、自分の立場を十分に自覚して授業参加すること。   |      |     |               |                    |
| <b>【 授業（指導）計画 】</b><br>第1回 公共政策とは何か、市場経済との対比で理解する。<br>第2回 民主主義国家の公共政策形成における行政の本来の役割について考える。<br>第3回 日本の立法過程の基本的な枠組みを知る。<br>第4回～第6回 特定の立法に関して、政府関係の1次資料の収集・整理を行う。<br>第7回～第9回 特定の立法に関して、報道情報の収集・整理を行う。<br>第10回～第12回 整理した情報から課題設定における官僚と政治家との関係を分析する。<br>第13回～第15回 整理した情報から法律立案における官僚と政治家との関係を分析する。                           |      |     |               |                    |
| <b>【 評価基準 】</b><br>全回の出席は必須。資料の収集・整理への貢献度と、分析における発言によって評価する。  |      |     |               |                    |
| <b>【 教 材 等 】</b><br>公共政策論の基本についてはレジュメ等を用いる。<br>特定の立法については教員・受講者自身が資料を収集する。  |      |     | <b>【 備考 】</b> |                    |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数            | 担 当 者              |
|---|------|-----|----------------|--------------------|
| 行政学特論Ⅱ<br>Advanced Lecture of Public Administration II  | 1    | 後期  | 2              | ナカヌマ タケアキ<br>中沼 丈晃 |
| <p>【 授業（指導）概要・目的 】</p> <p>この授業では、公共政策の実施と評価における行政の役割の実際を理解することを目的とする。それにあたっては、理論を理解するために実例を参照するのではなく、実例を理解するために時に理論の力を借りるスタンスをとる。</p> <p>実例としては食品安全政策をとりあげる。近年、B S E（狂牛病）に代表されるような食品の安全を問う事件が起き、2003年には食品安全基本法が制定された。ところが、そのB S Eに対する政府の対応にも強い批判があり、また、食品の安全を脅かす企業の不祥事も後を絶たない。</p> <p>立法がなされても問題の解決がこのように進まないケースについて、行政がどのように対応しているのか調べ、政策実施の難しさを理解するとともに、その難しさを超える方法を探ることを目指す。</p> |      |     |                |                    |
| <p>【 到達目標 】</p> <p>法律が実施される過程について、少なくとも制度的な手続の流れを知る。そして、手続どおりに実施しても、期待された効果をあげられない原因の所在を探る力を身につけられるようにしたい。</p>  |      |     |                |                    |
| <p>【 指導方法と留意点 】</p> <p>大学院生としての基礎的な研究能力を身につけてもらうことを念頭に置き、担当教員とともに、政策実施に関する一次資料や報道情報などを収集し、整理するところから授業を始める。素材が加工されあとは理解するだけという学部の授業のように展開をしないので、自分の立場を十分に自覚して授業参加すること。</p>   |      |     |                |                    |
| <p>【 授業（指導）計画 】</p> <p>第1回 民主主義国家の公共政策実施における行政の本来の役割について考える。</p> <p>第2回 法律制定後から実施までの手続的な流れを知る。</p> <p>第3回 行政が政策を実施するうえで用いる手段の多様さを把握する。</p> <p>第4回～第6回 食品安全政策に関して、政府関係の1次資料の収集・整理を行う。</p> <p>第7回～第9回 食品安全政策に関して、報道情報の収集・整理を行う。</p> <p>第10回～第12回 整理した情報から政策実施の問題点を整理する。</p> <p>第13回～第15回 整理した情報に基づき、政策実施で生じた問題の原因の所在を分析する。</p>  |      |     |                |                    |
| <p>【 評価基準 】</p> <p>全回の出席は必須。資料の収集・整理への貢献度と、分析における発言によって評価する。</p>  |      |     |                |                    |
| <p>【 教 材 等 】</p> <p>公共政策論の基本についてはレジュメ等を用いる。<br/>特定の立法については教員・受講者自身が資料を収集する。</p>   |      |     | <p>【 備 考 】</p> |                    |





| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者          |
|--|------|-----|--------|----------------|
| 社会政策特論 I<br>Advanced Lecture of Social Policy I  | 1    | 前期  | 2      | イシノフキ<br>石井 信輝 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>現代社会においてスポーツ活動は社会に深く浸透したため、社会政策の一環としてスポーツ振興政策を構築する必要性が生じた。そのため本講義においては、スポーツ振興政策を検討していく上で必要となる基本的な視点、例えば地域の活性化、少子・高齢化、健康社会および国際交流等とスポーツとの関係について考察する。そのことを通じて、スポーツ振興に関する基本的な知見の獲得を図ることが本講義の目的である。またその際、法律学、政治学、社会学、教育学などの分野からスポーツに対する学際的な研究が必要となるが、ここでは特に日本における法制の視点から検討を加える。 |      |     |        |                |
| 【 到達目標 】<br>わが国の法制との関連から、スポーツ振興に関する基本的な知見を獲得すること。  |      |     |        |                |
| 【 指導方法と留意点 】<br>受講生が報告を行い、それについて討論する形式を講義の基本とする。   |      |     |        |                |
| 【 授業（指導）計画 】<br>1回目は講義に関する指針とテーマの設定、2回目以降は受講生による報告と討論、最終講義に際してはわが国におけるスポーツ政策・法制に関する総括を行う。  |      |     |        |                |
| 【 評価基準 】<br>レポート、プレゼンテーションおよび平常点を総合的に評価する。   |      |     |        |                |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に指示する。   |      |     | 【 備考 】 |                |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者          |
|---|------|-----|--------|----------------|
| 社会政策特論 II<br>Advanced Lecture of Social Policy II   | 1    | 後期  | 2      | イシノフキ<br>石井 信輝 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>現代社会においてスポーツ活動は社会に深く浸透したため、社会政策の一環としてスポーツ振興政策を構築する必要性が生じた。そのため本講義においては、スポーツ振興政策を検討していく上で必要となる基本的な視点、例えば地域の活性化、少子・高齢化、健康社会および国際交流等とスポーツとの関係について考察する。そのことを通じて、スポーツ振興に関する基本的な知見の獲得を図ることが本講義の目的である。またその際、法律学、政治学、社会学、教育学などの分野からスポーツに対する学際的な研究が必要となるが、ここでは特に法制の国際比較という視点から検討を加える。 |      |     |        |                |
| 【 到達目標 】<br>国際的な視点から、スポーツ振興に関する基本的な知見を獲得すること。   |      |     |        |                |
| 【 指導方法と留意点 】<br>受講生が報告を行い、それについて討論する形式を講義の基本とする。  |      |     |        |                |
| 【 授業（指導）計画 】<br>1回目は講義に関する指針とテーマの設定、2回目以降は受講生による報告と討論、最終講義に際しては国際的な視点からスポーツ政策・法制に関する総括を行う。  |      |     |        |                |
| 【 評価基準 】<br>レポート、プレゼンテーションおよび平常点を総合的に評価する。  |      |     |        |                |
| 【 教 材 等 】<br>授業中に指示する。  |      |     | 【 備考 】 |                |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数     | 担 当 者           |
|---|------|-----|---------|-----------------|
| 行政法特論演習 I<br>Advanced Study of Administrative Law I   | 1    | 通年  | 4       | カタニシゲキ<br>金谷 重樹 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>行政法上の諸論点に関する判例を分析・検討する。<br>毎回、担当者が報告し、それに対して議論を行う。   |      |     |         |                 |
| 【 到達目標 】<br>行政法上の諸論点に関する理解を深化させること。   |      |     |         |                 |
| 【 指導方法と留意点 】<br>修士論文の作成へ向け、自己のテーマに関係する判例を収集し、その分析を行う。<br>出来る限り多くの判例に接し、その分析に努めること。  |      |     |         |                 |
| 【 授業（指導）計画 】<br>7月の下旬頃までは、行政法に関する基本的な判例を扱い、まずは判例の収集とその分析能力を習得する。<br>9月頃からは、自己の選択した修士論文のテーマに沿った判例を収集するとともに、それらを分析し、修士論文作成のスタート段階とする。 |      |     |         |                 |
| 【 評価基準 】<br>演習に対する姿勢と報告の内容によって評価する。   |      |     |         |                 |
| 【 教 材 等 】<br>適宜指示する。  |      |     | 【 備 考 】 |                 |

| 科 目 名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数     | 担 当 者            |
|---|------|-----|---------|------------------|
| 租税法特論演習 I<br>Advanced Study of Tax Law I  | 1    | 通年  | 4       | コジマトシロウ<br>小島 俊朗 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>租税法特論を踏まえ、判例や裁決事例の検討を行う。判例等は、争いの多い分野から取り上げることとし、租税法に対する理解を深める。<br>毎回担当者が報告した後、問題点等について討議を行っていく。  |      |     |         |                  |
| 【 到達目標 】<br>(1) 租税法上の問題に対する理解力を高めること<br>(2) 上記を踏まえて、修士論文のテーマを設定すること   |      |     |         |                  |
| 【 指導方法と留意点 】<br>毎回報告担当者を指定するが、他の学生も予習をしていくこと  |      |     |         |                  |
| 【 授業（指導）計画 】<br>租税法の基礎理論に関係した判例等（租税法律主義、租税公平主義、信義則等）及び所得税、法人税、相続税、消費税に関する判例等について順次検討していく。<br>現在話題（問題）となっている判例等最新のものもできるだけ取り上げていく。<br>毎回報告者を指定するので、報告者の発表後、全員で討議を行う。 |      |     |         |                  |
| 【 評価基準 】<br>報告内容、授業への参加態度によって評価する。  |      |     |         |                  |
| 【 教 材 等 】<br>「租税判例百選（第5版）」別冊ジュリストNo.207(有斐閣)<br>「ケースブック租税法」（弘文堂）  |      |     | 【 備 考 】 |                  |

| 科目名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数  | 担当者             |
|---|------|-----|------|-----------------|
| 日本法制史特論演習Ⅱ<br>Advanced Study of Japanese Legal History Ⅱ  | 2    | 通年  | 4    | マキタ イサオ<br>牧田 勲 |
| 【授業（指導）概要・目的】<br>法令もしくは仲間法関係史料を読む。近世・近代の法令用語や専門用語、語法になじみ、史料解読の力を養うとともにその史料の問題性を考えさせる。その上で修士論文作成の指導を行う。        |      |     |      |                 |
| 【到達目標】<br>近世・近代の史料を読めるようにし、自らの研究の基礎力を培う。  |      |     |      |                 |
| 【指導方法と留意点】<br>近世史料・法令史料の逐語的解読を行う。予習が必須である。  |      |     |      |                 |
| 【授業（指導）計画】<br>前期で、近世の仲間法関係史料を読み、正確な読解とその史料の意味するものを理解させる。そのため、仲間法関係論文もあわせて購読する。<br>後期には、そうした史料を材料に修士論文作成指導を行う。 |      |     |      |                 |
| 【評価基準】<br>課題の発表等により総合的に評価する。  |      |     |      |                 |
| 【教材等】<br>後日配布する。  |      |     | 【備考】 |                 |

| 科目名   | 配当年次 | 開講期 | 単位数  | 担当者               |
|---|------|-----|------|-------------------|
| 租税法特論演習Ⅱ<br>Advanced Study of Tax Law Ⅱ   | 2    | 通年  | 4    | ゴジマ トシロウ<br>小島 俊朗 |
| 【授業（指導）概要・目的】<br>租税法特論を踏まえ、判例等の検討を行う。判例は、争いの多い分野から取り上げることとし、租税法に対する理解を深める。<br>毎回担当者が報告した後、問題点等について討議を行っていく。   |      |     |      |                   |
| 【到達目標】<br>(1) 租税法上の問題に対する理解力を高めること<br>(2) 上記を踏まえて、修士論文のテーマを設定すること   |      |     |      |                   |
| 【指導方法と留意点】<br>毎回報告担当者を指定するが、他の学生も予習をしていくこと  |      |     |      |                   |
| 【授業（指導）計画】<br>租税法の基礎理論に関係した判例等（租税法律主義、租税公平主義、信義則等）及び所得税、法人税、相続税、消費税に関する判例等について順次検討していく。<br>現在話題（問題）となっている判例等最新のものもできるだけ取り上げていく。<br>毎回報告者を指定するので、報告者の発表後、全員で討議を行う。 |      |     |      |                   |
| 【評価基準】<br>報告内容、授業への参加態度によって評価する。  |      |     |      |                   |
| 【教材等】<br>「租税判例百選（第5版）」別冊ジュリストNo.207(有斐閣)<br>「ケースブック租税法」（弘文堂）  |      |     | 【備考】 |                   |

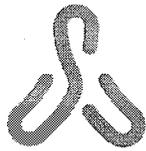
| 科 目 名  | 配当年次 | 開講期 | 単位数    | 担 当 者             |
|--|------|-----|--------|-------------------|
| 国際法特論演習Ⅱ<br>Advanced Study of International Law Ⅱ  | 2    | 通年  | 4      | カスターヒデユキ<br>糟谷 英之 |
| 【 授業（指導）概要・目的 】<br>院生の選択した修士論文のテーマに沿った関連論文を素材に議論を深め、テーマをより明確化する。最終的に確定されたテーマでの修士論文の完成を目的とする。                           |      |     |        |                   |
| 【 到達目標 】<br>今まで習得した国際法の知識を基礎に最終的には院生の修士論文の完成を目指す。  |      |     |        |                   |
| 【 指導方法と留意点 】<br>国際判例や論文の精読を通じて、修士論文の完成を目指す。  |      |     |        |                   |
| 【 授業（指導）計画 】<br>(1) 初回は、修士論文完成までの日程を話し合う。<br>(2) ～(15) 初回に設定した日程に従い、修士論文に利用する資料の収集・精読を行い、論文構成を明確化しながら、修士論文完成を目指す予定である。 |      |     |        |                   |
| 【 評価基準 】<br>積極的な授業参加（70%）およびテストに代わる質疑応答の内容（30%）で評価する。  |      |     |        |                   |
| 【 教 材 等 】<br>随時指示する。   |      |     | 【 備考 】 |                   |

**大学院シラバス**

2013年4月

発行 常翔学園 摂南大学

寝屋川学舎 〒572-8508 大阪府寝屋川市池田中町17番8号  
電話 (072) 839-9273 【法学研究科】



**SETSUDAI**

